

# 多賀城市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(平成27年12月14日 条例第34号)

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(個人番号の利用)

第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 市長又は教育委員会が行う、法別表第1の下欄に規定する事務であって、同表の規定による主務省令で定めるもの
- (2) 市長又は教育委員会が行う、法第9条第2項の規定により県が条例で定める事務であって、法令の規定により市が処理をするもの又は市が委託を受けたもの
- (3) 市長又は教育委員会が行う、法別表第1の下欄に規定する事務であって、規則で定めるもの
- (4) 市長又は教育委員会が行う、前3号に掲げる事務と密接な関連を有する事務として規則で定める事務
- (5) 市長が行う別表に掲げる事務

2 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用し、又は前項各号に掲げる事務を処理するために必要な限度で特定個人情報であって自らが保有するものを規則で定めるところにより利用することができる。ただし、法の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

(特定個人情報の提供)

第4条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、規則で定めるところにより、市長が教育委員会に対し、又は教育委員会が市長に対し、前条第1項各号に掲げる事務を処理するために必要な特定個人情報の提供を求めた場合において、市長又は教育委員会が当該特定個人情報を提供するときとする。

(書面提出義務の解除)

第5条 第3条第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合、前条の規定により特定個人情報の提供を受けた場合又は法の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から特定個人情報の提供を受けた場合において、他の条例、規則その他の市又は市の機関の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。ただし、第3条第2項ただし書の規定及び第5条の規定（法の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から特定個人情報の提供を受けた場合に係る部分に限る。）は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。（経過措置）
- 2 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日の前日までにおける第1条及び第4条の規定の適用については、これらの規定中「第19条第10号」とあるのは、「第19条第9号」とする。

別表（第3条関係）

事務
1 多賀城市子ども医療費の助成に関する条例（平成16年多賀城市条例第14号）による医療費の助成に関する事務であって、規則で定めるもの
2 多賀城市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例（昭和58年多賀城市条例第10号）による医療費の助成に関する事務であって、規則で定めるもの
3 多賀城市心身障害者医療費の助成に関する条例（平成16年多賀城市条例第15号）による医療費の助成に関する事務であって、規則で定めるもの